

# 會報

第634号

2021年7月1日発行

一般社団法人  
監査懇話会

編集発行人 太田 剛

<https://kansakonwakai.com>

## 第337回監査セミナー Zoomによるウェビナー形式にて 2021年5月21日

演 題：2021年株主総会に向けた留意点

講 師：日比谷パーク法律事務所パートナー 弁護士 松山 遙氏

### 第1 はじめに

#### 1. コロナウイルス感染拡大による影響

昨年の定時株主総会では、コロナウイルス感染拡大により、株主総会の規模・時間の縮小及び感染拡大防止のための諸施策を講じながらの総会運営となったが、本年株主総会においても、コロナウイルスの感染状況を踏まえた総会運営が課題となる。

昨年総会では、株主総会の規模を縮小することを目指して、①来場者数を減少させるための取組み（体調不良者に対する来場自粛要請、おみやげの廃止、株主懇談会の中止など）、②総会の開催時間の短縮化（事業報告等の説明の短時間化、質問数の制限、コンパクトな回答など）が行われた。また、来場株主等の感染防止を目的として、③受付・会場設営方法の変更（受付におけるアルコール消毒・マスク着用の呼びかけ、検温の実施、会場の座席配置の見直し、着席方法の案内、応援社員のマスク・手袋着用など）、④議事運営における準備（体調不良者が出た場合の対応マニュアル、質問時のマイクの取り扱い、登壇役員のマスク着用など）などが行われた。

本年6月末の時点におけるコロナウイルス感染状況は見通せないものの、昨年と同様の施策をとらなければならなくなる可能性は高く、様々な状況を想定しながら柔軟に対応できるように準備しておく必要がある。

さらに本年は、株主総会の規模・時間を縮小するだけでなく、バーチャル総会運営に取り組み、株主への情報提供・対話の充実を図る必要がある。参加型バーチャル総会として、WEBサイト等における動画配信などを実施する企業が多いと予想される。

#### 2. 改正会社法等への対応

##### (1) 改正会社法への対応

本年3月1日より「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）が施行されており（株主総会資料の電子化を除く）経過措置は以下のとおりであるため、本年6月総会から対応する必要がある。

参考書類	補償契約	2021年3月1日以降に締結される契約から
	役員等賠償責任保険契約	
事業報告	その他（原則）	2021年3月1日以降に招集決定される総会から
	補償契約	
取締役等の株式報酬議案 株主提案の制限	役員等賠償責任保険契約	2021年3月1日以降に締結された契約から
	その他（原則）	
		2021年3月1日から
		2021年3月1日以降になされた提案から

##### (2) コーポレートガバナンス・コードへの対応

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議において、CGコード再改訂に向けた議論がされている。

##### ① サステナビリティをめぐる課題への対応

気候変動などの地球環境問題、人権の尊重、従業員の健康等への配慮、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティをめぐる基本方針の策定と課題への取組みと開示

##### ② 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保

中核人材の登用等における多様性（女性・外国人・中途採用者など）の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標の開示

##### ③ 内部監査部門の活用

全社的なリスク管理体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、運用状況を監督する。内部監査部門は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向けて、直接報告を行う仕組みを構築すること等により、取締役・監査役との連携を図る。

##### ④ 社外取締役の活用

プライム市場上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（その他の市場の上場会社においては2名以上）選任すべき。

プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、その独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべき。

##### (3) 議決権行使助言会社・機関投資家の議決権行使基準

スチュワードシップ・コード等により、機関投資家の議決権行使基準の厳格化がより一層進んでおり、会社提案に対する反対票も増加している。

##### ① 資本効率（ROE）

ただし、コロナの影響を受け、本年もROE基準（資本生産性が低い企業の経営トップに反対する基準）の適用は見送られている。

##### ② 社外取締役の比率

2022年2月以降、監査役会設置会社でも社外取締役3分の1未満の場合には経営トップに反対（ISS）

##### ③ 政策保有株式の保有状況

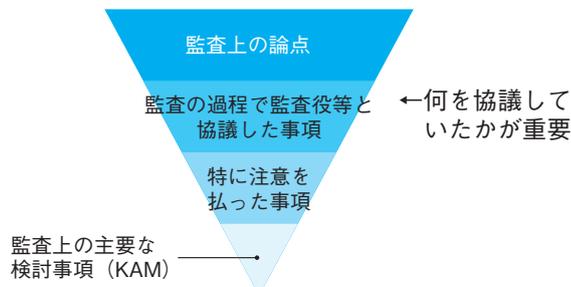
2022年2月以降、政策保有株式の過度な保有が認められる場合（連結純資産の20%以上）には経営トップに反対（ISS）

2021年2月以降、政策保有株式の過度な保有が認められる場合（連結純資産の10%以上）には経営トップに反対（グラスルイス）

（注）ISS、グラスルイスは議決権行使助言会社の大手

#### （4）監査上の主要な検討事項（KAM）の開示

2018年7月に改訂監査基準が公表され、金商法に基づく監査報告書へ「監査上の主要な検討事項」（KAM）の記載が求められる。監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項を、「監査上の主要な検討事項」（KAM）として開示する。



### 3. その他

#### （1）経営戦略・経営計画

CGコードでは、経営戦略・経営計画を明確に定めること、計画未達の原因分析・対応の説明などが求められており、特に資本コストをふまえた事業ポートフォリオの見直し、投資戦略等を検討することが求められる。

単に中期経営計画を公表するだけでなく、途中経過としての進捗状況の検証や計画達成の見通し、資本コストをふまえた戦略のあり方等について質問される可能性がある。新型コロナウイルスの感染拡大により業績に影響を受けている会社においては、計画の見直し・回復の見通し等についても質問される可能性もあるので、対応を準備すべきである。

#### （2）配当・資本政策

CGコードでは、資本政策の開示が求められている。昨年はコロナの影響で、自社株取得の見送りや株主総会でのおみやげ廃止の動きが加速した（おみやげ廃止は本年も継続する見込み）。配当・株主優待等は株主の最大関心事であるため、会社の方針・考え方について質問が出る可能性が高い。

#### （3）ガバナンス体制

CGコードでは、社外取締役を主要メンバーとする指名・報酬諮問委員会の設置、CEOのサクセッションプランの重要性が指摘されている。機関設計の変更、諮問委員会設置の有無、CEOの選解任基準、サクセッションプランの考え方、報酬体系など、ガバナンス体制に関する質問が予想される。

#### （4）社外取締役の独立性・多様性

CGコードでは、ジェンダーや国際性の面を含む多様性が求められているほか、監査役の経験・能力・知識についても具体的に記載されている。また、CGコード改訂においてスキル・マトリックスの公表が議論されている。

社外取締役の割合（更に高めるべきかどうか）、取締役会における多様性・専門性（個々の経歴・属性だけでなく、全体のバランス等）についての考え方を整理しておく必要がある。

### （5）SDGs、ESG 関連

最近の総会では、企業のSDGs（持続可能な開発目標）に関連して、人権・環境問題などへの取り組み等についての質問が散見される。機関投資家のESGに対する関心も高い。

気候変動・環境問題（プラスチック・海洋汚染など）・人権問題への取組状況など、当社の業務で特に気になる点があれば、回答を準備しておく必要がある。



気候変動・環境問題（プラスチック・海洋汚染など）・人権問題への取組状況など、当社の業務で特に気になる点があれば、回答を準備しておく必要がある。

## 第2 株主総会の招集までの手続

### 1. 株主総会までのスケジュール

3月末日	事業年度の末日→決算確定作業へ
4月	会計監査人・監査役へ計算書類（附属明細書含む）の提出 監査役へ事業報告（附属明細書含む）の提出
4月下旬	株主提案権の行使期限（総会の日より8週間前まで）
5月上旬	会計監査人監査報告の提出（計算書類等提出の日から4週間以内）
5月中旬	監査役会監査報告の提出（会計監査人の報告の日から1週間以内） 決算取締役会 事業報告・計算書類の承認 定時株主総会招集事項の決定
5月下旬	招集通知の校了
6月上旬	招集通知の発送（総会の日より2週間前まで） 事業報告・計算書類の備置（総会の日より2週間前から） 事前質問状の送付期限（総会の日より相当の期間前まで）
6月下旬	定時株主総会

### 2. 招集決定までに検討しておくべき事項

#### （1）会計監査人の評価・再任の是非

会社法上、監査役会で会計監査人の選任・解任・不再任議案を決定し（会社法344条1項）、当該候補者を会計監査人候補者とした理由を開示しなければならない（規則81条2号）。また、会計監査人の報酬等の額についても、監査役会が同意した理由について開示しなければならない（規則126条2号）。

CGコードでは、監査役会は外部会計監査人候補を適切に選定・評価するための基準を策定すべきとされている（補充原則3-2①）。

そのため、監査役会としては株主総会の招集決定までの間に、当該会計監査人を評価基準に従って評価し、不再任とする必要がないかどうかを検討する必要がある。会計監査人から監査結果の報告を受けるだけでなく、ガバナンス状況等についても報告を受けて確認するほか、会社の経理部（会計監査を受ける側）等にも

監査の状況・問題点の有無を確認して、会計監査人の再任の是非を検討すべきである。

## (2) 内部監査部門における監査実績の評価

会社法上、大会社は内部統制システムの決定の概要だけでなく、運用状況も事業報告で開示しなければならない(規則118条2号)。監査役は、内部統制システムの決定・運用が相当かどうかにつき意見がある場合には監査報告で記載しなければならない(規則129条1項5号)。

そのため、監査役会は内部監査部と連携し、当該事業年度における内部監査の実績・結果の報告を受け、内部統制の運用状況を確認しておくことが重要となる。

監査委員会・監査等委員会の場合には、内部統制システムを通じた組織監査が想定されているため、内部監査部門の監査状況をモニタリングする必要がある。

## (3) 指名・報酬の決定プロセスの相当性(監査等委員会の場合)

会社法上、監査等委員会設置会社では、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の指名・報酬についての意見を決定しなければならない(会社法399条の2第3項3号)。

そのため、株主総会の招集決定において取締役選任議案が承認されるのに先立ち、監査等委員会において、取締役候補者の指定に係る方針・プロセスが適切だったのかどうかを確認し、監査等委員会としての意見について協議しておく必要がある。

任意の指名・報酬諮問委員会を設置している場合には、当該委員会における審議のプロセスやどのような協議がなされたのかを確認し、任意の諮問委員会を設置していない場合には、具体的な指名プロセスがどうなっているのかを確認する。

## (4) 監査役選任議案への同意

会社法上、株主総会に監査役選任議案を提出するには、監査役会の同意を得なければならない(会社法343条1項)。

CGコードでは、監査役のうち1名以上は財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任すべきとされている(CGコード原則4-11)。さらに改訂案では、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきとされている。

そのほか、機関投資家の中には、社外役員の独立性を判断するための要素として任期の上限を設けるところがある。

以上をふまえ、社外監査役の任期に上限(2期あるいは3期)を設けるべきかどうか、社外監査役に求める経験・知見について基準を検討しておく必要はないか、常勤監査役・社外監査役のサクセッションについて、指名委員会又は監査役会はどのように関与すべきかなどの点を検討しておく必要あり。

## (5) 株主提案が出された場合の確認事項

令和元年会社法改正により提案できる数の上限が定められたが、実務にはさほど影響なし(極めて多数の濫用的な提案を制限することは可能)。

監査役としては、①株主提案の要件(個別株主通知の有無、株式保有要件)の確認、②株主提案の数が上

限(10個)の範囲内かどうかの確認、③株主提案の拒絶事由に該当しないかどうかの確認、④取締役会の意見の内容・記載量は適切かどうかの確認を行い、適法性が確保されているかどうかを確認する。

## 第3 監査報告の作成

### 1. 監査報告の記載事項

監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない(会社法381条1項)。また、定時株主総会の招集に当たっては、事業報告及び計算書類(附属明細書を含む)について監査役が監査を行い、その監査報告も併せて株主に提供しなければならないため(会社法437条)、監査役会としては、定時株主総会の招集決定に先立ち、監査報告の内容について審議し、これを作成しなければならない。

計算書類・事業報告に関する監査報告の記載事項については、以下のとおり、会社計算規則及び会社法施行規則で定められている。

#### (1) 会計監査に係る記載事項

計算書類については、会計の専門家である会計監査人がまず監査を実施し、その報告を受けた上で監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する。すなわち、会計監査人監査を前提とした監査が認められている。

#### ① 会計監査人の会計監査報告

##### 【会計監査報告の記載事項】

- 会計監査人の監査の方法及びその内容(会社計算規則126条1項1号)
- 計算関係書類が会社の財産・損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかに関する意見(同2号)
- 2号の意見がないときはその旨及びその理由(同3号)
- 追記情報(同4号)
- 会計監査報告を作成した日(同5号)

計算関係書類が会社の財産・損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかに関する意見(会社計算規則126条1項2号)とは、「無限定適正意見」「除外事項を付した限定適正意見」「不適正意見」などを言う。「無限定適正意見」とならなかった場合には、計算書類を報告事項とすることができず、決議事項として承認をとらなければならない(会社法439条)。

また、会計監査人が意見を表明するための合理的な基礎が得られなかったと判断した場合には意見が表明されない(会社計算規則126条1項3号)。例としては、重要な監査手続を実施できなかったとき、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について財務諸表に与える影響が複合的かつ多岐にわたるとき、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、経営者その疑義を解消させるための合理的な経営計画等を呈示しないときなどである。

さらに、継続企業の前提に関する注記に係る事項、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象などがある場合には、追記情報(会社計算規則126条1項4号)として記載される。

#### ② 監査役・監査役会の監査報告

##### 【監査報告の記載事項】

- 監査役の監査の方法及びその内容（会社計算規則127条1号）
- 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとしたときはその旨・その理由（同2号）
- 重要な後発事象（同3号）
- 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項（同4号）
- 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由（同5号）
- 監査報告を作成した日（同6号）

監査役による計算書類の監査は、会計監査人の監査を前提に行うこととされているため、監査役としては、会計監査人の適格性・監査手続・監査計画・監査実施状況・監査役監査との整合性等を考慮して、会計監査人の監査の方法及び内容の相当性を判断する（会社計算規則127条2号）。

また、このように会計監査人の監査を前提とする以上、会計監査人が独立性・専門性を備えていない場合には監査役監査の前提が崩れてしまうことになるため、監査役には会計監査人を評価することが求められる（会社計算規則127条4号）。CGコードでも会計監査人の選定・評価基準を策定することが要請されており、監査役には、当該基準に従って会計監査人の独立性に関する内規、監査の品質管理のための社内体制等を確認することが求められている。

さらに、監査の信頼性を担保し、監査に対する社内の協力を得やすくするため、監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由を記載することも認められている（会社計算規則127条5号）。

## （2）業務監査に係る記載事項

事業報告については監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会監査報告を作成する。

### 【監査報告の記載事項】

- 業務監査の方法及び内容（会社法施行規則129条1項1号）
- 事業報告・附属明細書が法令・定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見（同2号）
- 取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実（同3号）
- 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由（同4号）
- 大会社における「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての決定・運用等の記載があるときはそれに対する意見（同5号）
- 親会社との取引（個別注記表において注記を要するもの）について、会社の利益を害さないように留意した事項等の記載があるときはそれに対する意見（同5号）
- 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針が事業報告の内容となっているときは当該事項についての意見（同6号）
- 監査報告を作成した日（同7号）

当該事業年度中に何らかの不祥事が発生した場合には、監査報告で指摘・コメントすべきかどうかの問題となる。取締役が関与する不祥事が起きた場合には、「取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実」（会社法施行規則129条1項3号）に記載すべきかどうかを検討しなければなら

ず、重大性の判断基準に該当するのかどうかを検討する必要がある。従業員が関与する不祥事が起きた場合には、なぜ当該不祥事を予防できなかったのか、内部統制システムの決定・運用に不備があったのかどうかを検討し、「会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定・運用等に対する意見」（会社法施行規則129条1項5号）として何らかのコメントをするべきかどうかを検討する必要がある。

## （3）事業報告記載事項における変更点

改正会社法により、事業報告記載事項の一部が変更されている。主な変更点は、以下のとおりである。

- ⇒企業集団の現況に関する事項（規則120条1項7号）  
当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要
- ⇒会社の株式に関する事項（規則122条1項2号）  
当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員（会社役員であった者を含む）に交付した株式の状況
- ⇒会社の新株予約権等に関する事項  
いわゆる相殺構成で交付された新株予約権も開示対象となることが明記
- ⇒会社補償に関する事項（規則121条3号の2～3号の4）
  - ・取締役・監査役・執行役と補償契約を締結している場合はその氏名
  - ・補償契約の内容の概要
  - ・当該契約によって取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合は、その措置の内容
  - ・補償契約に基づき防御費用を補償した場合、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会社役員が法令違反又は責任を負うことを知ったときは、その旨
  - ・補償契約に基づき賠償金・和解金を補償した場合は、その旨及び補償した金額
- ⇒会社役員の報酬等に関する事項（規則121条4号、5号の2～6号の3）
  - ・報酬等の額の開示について  
社外役員についても、基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬に区分して開示する。
  - ・業績連動報酬等について  
業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由、算定方法、算定に用いた業績指標に関する実績を記載する。
  - ・非金銭報酬について  
その内容を記載する。
  - ・株主総会決議等の定めについて  
定款の定めを設けた日又は株主総会決議の日、当該定めの内容の概要、当該定めに係る会社役員の数等を記載する。
  - ・報酬等の決定方針について  
当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由を記載する。業務執行者以外の会社役員の報酬等について決定の方針を任意に定

めている場合には、当該方針の決定の方法及び当該方針の内容の概要を記載する。

・委任に関する事項について

取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、①その旨、②委任を受けた者の氏名・地位・担当、③委任された権限の内容、④権限を委任した理由、⑤権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあってはその内容、を記載する。

⇒社外取締役が果たすことが期待された役割に関して行った職務の概要（規則 124 条 4 号ホ）

社外取締役選任議案に関する参考書類でも「当該候補者が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」を記載することとされており、これに対応するもの。

⇒役員等賠償責任保険契約（規則 121 条の 2）

- ・役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⇒会計監査人について

- ・当該株式会社の間で補償契約を締結しているときは当該契約の内容の概要等（規則 126 条 7 号の 2～7 号の 4）
- ・会計監査人を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているときは当該契約の内容の概要等（規則 121 条の 2）

## 2. 監査役会における審議

### (1) 協議の方法

株主総会の招集決定に先立ち、監査役会で審議・決定しなければならない事項は多く、例年であれば、4 月から 5 月にかけて監査役会を複数回にわたり開催する例も多い。

監査役会は、取締役会と異なり書面決議は認められていない。特に、監査報告を作成する場合には、監査役会は 1 回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見交換ができる方法により、監査役会監査報告の内容を審議しなければならないとされている（会社法施行規則 130 条 3 項、会社計算規則 128 条 3 項）。

そのため、電話又はテレビ会議など双方向の意見交換ができる形で監査役会を開催する必要がある。自宅から電話又はテレビ会議に参加する監査役に対し、メールその他の方法で監査のための資料を送付し、電話・テレビ会議の参加方法を説明するなどの準備を行っておくべきである。

### (2) 監査報告の作成

監査役会の結論は多数決で決められるが（会社法 393 条 1 項）、異なる意見を有する監査役は当該事項に係る自らの監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる（会社法施行規則 130 条 2 項、会社計算規則 128 条 2 項）。この点は、監査等委員・監査委員たる取締役にも認められている。

## 3. 非常時対応

### (1) 無限定適正意見とならなかった場合

会計監査人設置会社において、会計監査人から無限

定適正意見があり、監査役から会計監査人の監査の方法又は結果の相当性に異議が出なかった場合には、計算書類を報告事項とすることができる（会社法 439 条）。

仮に万一、会計監査人から無限定適正意見がとれなかった場合、監査役の誰かから相当性に異議が出された場合には、計算書類を決議事項として付議しなければならない。

### (2) 当社において不祥事が起きた場合

#### ① 役員による不祥事

監査役は、「取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実」を監査報告に記載しなければならない。当該不祥事が「重大」かどうかを判断し、記載するかどうかを検討しなければならない。

仮に「重大」でないとして監査報告に記載しなかったとしても、事業報告における「当該事業年度における事業の経過及び成果」あるいは「対処すべき課題」、あるいは、社外監査役の不祥事対応として何らかのコメントを記載する例もある。

#### ② 従業員による不祥事

監査役は、「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての取締役会決議の内容及び運用の相当性について監査報告に記載しなければならない。当該不祥事が発生したことにより内部統制システムの決定・運用が相当だったのかが問題となるため、この相当性についての記載をどうすべきか検討する必要あり。

仮に内部統制システムの決定・運用は相当だったとして監査報告に記載しなかったとしても、上記と同様、事業報告にて何らかのコメントを記載する例もある。

## 第4 株主総会当日の対応

### 1. コロナウイルス対応

#### (1) 感染防止対策の実施

昨年と同様、感染防止対策を徹底した総会運営が求められる。

⇒来場株主への注意喚起

例年と異なる対応をとることや株主への要請について、招集通知に記載又は同封して株主に周知しておく必要がある。

・マスク着用や体調不良時には来場を控えていただくことの要請

・受付にて検温を実施し、発熱・咳等の症状から体調不良と認められた場合には入場を制限すること

⇒会場への入場制限や事前登録制を採用する場合

・会場への入場制限や事前登録制を実施すること（事前登録の方法）を株主に周知しておく必要あり

⇒おみやげ・株主懇談会等の中止

来場株主に配布するおみやげや個人株主との関係強化として開催してきた株主懇談会等についても、コロナウイルス対応として開催中止を検討する必要がある。

中止する場合には、招集通知にその旨を記載しておくべきである。

#### (2) バーチャル総会の実施

本年は、株主総会の規模縮小の代わりに株主との対話の充実を図るべく、参加型バーチャル総会を実施す

る企業が増加すると見込まれる。

#### ⇒株主総会の動画配信

総会でのトラブル発生のリスク、株主のプライバシー保護の観点から、どのような配信方法とするのかを検討すべき。

また、実施する場合には視聴方法等について招集通知に記載する。

- ・配信のタイミング（ライブ配信・事後配信）
- ・配信の範囲（すべて・一部）
- ・配信の対象（株主限定・一般公開）

#### ⇒株主からの事前質問・コメント

事前に質問を受け付けて一括回答あるいは事後回答するのか、総会中にもコメントを受け付けて回答するのかを検討する。後者の場合には、事前に対応方針をきちんと決めておく必要あり（恣意的な対応とならないように）。

### (3) 当日のシナリオ改訂

本年も新型コロナウイルス対応のため、株主総会の開催時間の長期化を避ける流れが継続する可能性が高く、各社のシナリオを見直して短縮化を検討すべきである。

#### ⇒事業報告・中期経営計画等の説明、監査報告などの短縮化

映像やナレーションを使う会社も多いが、その時間を短縮化する。

監査報告もコンパクトにまとめる。

#### ⇒株主の質問数の制限

総会の開催時間を短縮するため、「お一人様1問(2問)」などと制限することを冒頭で説明する。

#### ⇒代理議長・答弁者の訓練

万一、議長・答弁者が発熱・咳等により出席を控えなければならない場合に備える。

## 2. 説明義務

会社役員は株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、以下に該当する場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない（会社法314条）。監査役も会社役員として説明義務を負っており、近年では監査役・社外監査役を名指した質問が出る可能性もあるため、想定問答などを準備しておく必要がある。

近年の総会では、株主の質問に対し、できる限り丁寧に回答するのが基本方針となっている。しかし、その一方で、質問内容によっては回答してはいけない事項もあるため、注意が必要である。

### (1) 回答してはいけない事項

企業秘密に関わる事項、第三者との契約違反になる事項（業務提携の内容など守秘義務違反となり得る事項など）、他社への非難・中傷ととられかねない事項については、回答を差し控えるべきである。

### (2) 回答すべきかどうか悩ましい事項

#### ①子会社に関する質問

近年の株主総会では、子会社に関する質問が出るが多い。連結経営が主流となる中、子会社の不祥事や業績不振が当該会社の業績・株価に重大な影響を及ぼす例も増えており、株主の立場とすれば、質問したいのは当然である。

平成26年会社法改正を受けて子会社管理の重要性

が指摘されており、企業集団における内部統制システムについても重要性が高まっているため、子会社の内部統制システムに関する質問に対してはある程度具体的に回答する必要がある。また、特定の子会社の不祥事により連結決算に影響が出ている場合には、親会社が当該子会社の株主として適切な対応をとっていることを説明する必要があり、事実関係・再発防止策につきどのような報告を受けているのか、子会社役員の責任についてどのように対処したのかについて、きちんと回答する必要がある。

一方で、子会社は独立した法人格を有する別会社であるため、詳細かつ具体的な子会社の内情に関する質問については、回答する必要はない。どこまで回答するのかについての線引きをしておく必要がある。特に不祥事に関連する事項については、監査役に質問される可能性もあるため、想定問答を準備しておく必要がある。

#### ②不確定な将来の事項に関する質問

株主総会では不確定な将来の事項に関する質問が出ることも多い。特に本年総会では、新型コロナウイルス感染の拡大により世界経済に甚大な影響が生じる中、当社の業績・経営計画にはどのような影響があるのかといった質問が多く出ることが予想される。

このような質問に対し、丁寧に回答しようと心がけるあまり、将来の業績予想・事業再開の見通しなど未公表の重要事実を開示してしまうリスクがある。株主に対する情報開示の公平性の観点から、未公表の重要事実をうっかり開示してしまうことは厳に避けなければならない。

そのためには、答弁担当役員において、未公表の事実かどうか、既に開示済みの事実かどうかを確認しておくことが重要である。東京証券取引所からは2020年3月18日付で「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」と題するリリースが出されており、コロナウイルスによる影響等について質問が出た場合には、リスク情報として開示済みの内容に沿って回答するべきである。

また、同じ事項であっても質問のされ方によって答弁担当役員が異なる場合には、想定問答の作成に当たり、回答のレベル感（どこまで詳細な回答をするのか）を合わせておくことも重要である。

### (3) 社外監査役への質問

近年、社外取締役・社外監査役への質問も増加傾向にあり、実際に社外役員を答弁担当に指名して回答する例が増えている。

特に社外役員が回答した方がよい例として、社外取締役が監査委員会・監査等委員会の委員長を務めている場合には、当該委員会の活動状況などを質問されたのに対し、委員長を差し置いて社内出身の委員が回答するのは不自然であり、委員長から回答してもらうことが望ましい。

また、独立社外の立場からの意見を求められた場合には、質問内容によっては議長判断で適任者を指名すればよいと考えられるものの、社外役員を入れてガバナンス・コンプライアンス強化を図っている以上、社外役員から回答した方が好印象である場合も多い。最初に社内役員が回答し、その後で社外役員を指名して

回答するといった形も検討すべきである。

なお、社外監査役に質問に対する回答を担当してもらう場合には、社外監査役用の想定問答を準備し、社外監査役に事前に準備しておいてもらう必要がある。

社外監査役が複数いる場合には、回答の順序等についても事前に取り決めておいた方がよく、総会リハーサル等にも出席してもらうことも検討すべきである。  
(本要旨は講師の松山遙先生からご寄稿いただきました)

## 第775回講演会 Zoomによるウェビナー形式にて

2021年5月25日

演 題：コロナ後の激動の世界と日本  
講 師：アジア調査会会長 五百旗頭 真氏

### I. 災害規模としてのコロナ禍 《コロナ禍を災害の観点から比べてみれば》



コロナパンデミックは今を生きる者にとって、経験のない災害です。我々は災害と言えれば自然災害を思い浮かべ、その多くは一過性です。コロナ禍は原発事故などと共に執拗に尾を引くという違いがあるものの、災害と捉えて比較してみます。

コロナは世界で感染者は1億人を越え、2億人に向かおうとしており、死者は350万人、というすさまじい数です。アメリカが60万、ブラジルが45万、インド30万をはじめとして、死者10万人単位の国が並び、日本は1万2千人です。この犠牲者350万人という数字は第二次世界大戦終了後のすべての戦争、災害による犠牲者を合わせた数よりも大きいのです。すさまじい惨禍です。

(注：コロナの犠牲者数は講演当日、2021年5月25日現在。以下同)

日本の1万2千人という数字を他の災害と比べてみます。日本は災害列島と呼ばれていますが、どの災害が一番大きな犠牲者を出しているのか。実は火災です。

#### ・火事

江戸時代から現在まで、東京は大火災で3回、10万人規模の犠牲者を出しています。明暦の江戸大火(1657年)は10万人、関東大震災(大正12年、1923年)は10万5千人の犠牲者のうち、9万人が火災による死者です。明暦大火は江戸がカラカラ天気だったところに本郷の寺から火が出て、たちまち江戸の6割を焼き、関東大震災では強風下に各家庭が昼食の準備で使っていた火が、火元となりました。同じ悲劇が繰り返されました。終戦の年、昭和20年(1945年)3月10日、アメリカ軍による東京大空襲では、火災で約10万人が犠牲になりました。

#### ・津波

その次が先の東日本大震災のような津波被害です。犠牲者は2万人を越えることがあります。日清戦争の翌年、明治29年(1896年)の三陸地震は揺れに気づかなかった人も多かった地震でした。夕食後の時間で、海から「ドーン」と大砲を打つような音がしたと思ったら、突

然屋根より高い津波が押し寄せ、ほとんどの人が逃げる間もなく、2万2千人が犠牲になりました。それと比べ、今度の東日本大震災の地震規模は大きく、南北500<sup>キロ</sup>、東西200<sup>キロ</sup>に亘って地層に断裂が起きるM(マグニチュード)9の大地震でした。地震による犠牲者はほとんどなく、津波に「てんでんこ」で早めに逃げた人は助かりましたが、色々な事情で逃げそびれた2万2千人が犠牲になりました。明治の三陸地震より遥かに大きな地震津波だったのに同数の犠牲者数で、国際標準では良く犠牲者を押さえた方と言えます。2004年のスマトラ地震による津波は、20～30万人規模の犠牲者を出しました。ヤシの木の間から、立ち上がった真っ青な大波が押し寄せ、人々が駆けて逃げる映像を覚えておられる方も多いと思います。「東日本大震災復興構想会議」議長として、マニラのアジア開発銀行での震災関連会議に出席した時のことです。「2万人以上の犠牲者を出し、遺憾」と話したのに対し、スマトラ津波の時より大きな都市が幾つも襲われ、50万人の犠牲が出てもおかしくない、と想像していた人から「その程度に止まったのは何故か」という質問が出たほどでした。

#### ・地震

日本の内陸地震で最大の犠牲者を出したのは、明治24年(1891年)の濃尾地震で、死者・行方不明者7273人でした。神戸地震(1995年)、熊本地震(2016年)はM7.3で、濃尾地震はM8.0という破格の大きさでした。これに次ぐ神戸地震は6434人の犠牲者でした。都会直下型だったため、パワーの割には大きな被害が出ました。記録されていない内陸型地震で大きかったのは、天正13年(1586年)の天正大地震。飛騨の山奥が震源で、その近くにあった帰雲(かえりぐも)城は地滑りで城と町が埋没、消えてなくなりました。その北にあった高岡城は倒壊、南の方は伊勢湾の河口にあった長島城も倒壊しました。山内一豊が城主だった長浜城も壊れ、彼の6歳の息子が亡くなりました。近畿から東海、北陸と広範囲に被害が出ており、濃尾地震より大きかったと考えられ、恐らく大きな断層が刺激合って幾つも動いたと推測されます。それにしても、地震による犠牲者は日本では1万人止まりです。

#### ・風水害

列島に毎年のように来ては犠牲者を出すのは風水害。台風に加えて、最近では線状降水帯による大雨被害などがあります。風水害の犠牲者は最大で5000人規模。昭和34年(1959年)の伊勢湾台風では、死者・行方不明者5098人を出しましたが、5万人を越えた

のはこの台風のみです。終戦の年、昭和20年(1945年)の枕崎台風がこれに次ぎ、3756人の犠牲者でした。

### 《細菌・ウイルスによる感染症の多くは抑制されたが、インフルエンザは生き残った》

人為的災害、戦争は被害規模が違います。我が国では「日露戦争 10万人の英霊」と言います。実際の犠牲者はもっと少ないようですが、一番大きな火災の犠牲者の水準です。第二次大戦では310万人、空襲の被害者、戦場での餓死・病死者を含めての数字です。世界では犠牲者2～3千万人と言われます。

それに匹敵してきたのは、細菌やウイルスによる感染症でした。

ペストは当時のヨーロッパの人口を3分の1減らし、コレラではころころ死者が出て、結核はつい最近、第二次大戦終了まで、すさまじい犠牲者を出し続けました。ペストもコレラも結核も細菌です。細菌は自分で生きていけるので、6カ月以上は生きますが、宿主が必要なウイルスは1カ月も生きられません。

細菌による疾病は科学が勝利しました。第二次大戦中に抗生物質が作られ、不治の病と恐れられた結核も治るようになりました。ウイルスでは天然痘が人間の歴史の中で長く犠牲者を出し続けていましたが、1980年代、WHO(世界保健機関)が撲滅宣言を出しました。

戦争にも匹敵する犠牲者を出し続けてきた感染症は、すべて撲滅とはいかないまでも多くは抑制でき、野放しで活動しているものはほとんどなくなりました。その中で、しぶとく生き残っているのが、インフルエンザのウイルスです。

100年前、第一次世界大戦の最中から人類を襲ったのがスペインかぜです。発生地はスペインではなく、アメリカ・カンザス州の米軍兵舎で最初のクラスターが起きたのではないかとされています。

第一次世界大戦では戦場で嫌というほど、多くの若者の犠牲者を出しました。その末期1918年春にスペインかぜの第一波があり、その時は軽かったのです。ところが夏を越え秋になると、変異・強毒化を遂げ、第二波では感染した若者たちは2～3日でバタバタと死んでいく状況となりました。戦場で多くの若者を死なせたのに、銃後でもっと犠牲者が出ました。戦争中で、犠牲者の数は国家機密で正確な数は分かりませんが、一番少なく算定している人で死者2500万人。多い人で1億人。相場は4～5000万人。ものすごい数です。戦場で死んだのは1千万人ですから、それに数倍する人たちがスペインかぜの犠牲になったのです。

日本では内務省が警察を始め多くの機関を管轄しており、犠牲者38万5千人という比較的詳細な数字を出しています。日本におけるスペインかぜの詳細な研究をした速水融・慶大名誉教授は、当時の地方紙や都道府県の記録などを調べ挙げ、犠牲者数45万5千人という訂正数字を著書の中で紹介しています。

当時の日本は医療体制は無論、今ほどではなく病院へ入院できるのは金持ちに限られ、多くは往診による自宅療養でした。内務省が出した対策を見ると「マスクを」「手洗いの励行」「人と距離を置け」と、何のことはない、今と一緒のことを言っています。当時、ウイルスの正体もはっきりせず、医療体制も貧弱だった

のに、日本人は精神的に良く耐えたと思います。

## Ⅱ. コロナウイルスの正体

### 《H1N1型インフルエンザのコロナ》

正体がH1N1型と同定されたのは、1933年。電子顕微鏡が現れ、ついにその姿を見ることが出来たのです。A型の変異でした。A型というのは凄く変異します。感染を続けると人間の中で変異・強毒化します。スペインかぜが第二波、第三波で、凄い殺傷力を持つに至った所以です。

H1N1型はその後消えていたのですが、2009年3月、メキシコで発生したインフルエンザで甦りました。日本にも入って来て一定数の犠牲者を出しました。当時、私は防衛大校長で、速水さんの本を読んだ後でした。「防大生は8人部屋で、100年前のカンザスの兵舎同様クラスターが起きたら大変」と考えました。学内の会議で対策を指示しましたが、7月に感染者が出たという報告がありました。感染者の隔離、同室の濃厚接触者は別々の部屋へ収容。さらに各フロア毎、建物毎の出入口、また横須賀の街への出入口も封鎖し、学生をフリーズ状態にしました。その結果、感染者は10数人と二桁止まりでした。

スペインかぜや現在のコロナよりもっと殺傷力の強いのは、SARS(サーズ)、MERS(マーズ)、エボラ出血熱です。これらもコロナウイルスで、周りの人たちに同心円的に移します。2003年に中国広東省で発生したサーズでは、感染した旅行者が香港へ行き、ホテルの同じフロアの人に、濃厚接触者でもないのに、移しました。ものすごい感染力でした。これら三種は感染力も殺傷力も強く、皮肉なことにパンデミック、世界的な感染になりませんでした。感染者を殺して、自分たちの宿が無くなるのです。地域的感染で終わります。

これに対して、スペインかぜや今回のコロナは、初めはやわらかく広がり、感染しても8割が無症状または軽症者です。広がってから変異して、強毒化するのです。

今回のコロナはスペインかぜに倍する犠牲者を出す、アメリカの著名な学者がそう予言しました。世界の人口は当時の4倍に、かつてはカンザスで発生したモノが船で何日もかけ大陸へ移動して感染を広げたのに、今では飛行機で1日で世界に広がり、そのスピードが違う。だから、2倍の犠牲者は覚悟しなければ、と指摘したのです。ところが実際にはそうはなりません。社会の対応能力、医療水準、体制が格段に進んでいたからです。

### 《コロナ禍、現在は二つのゲームチェンジャーのせめぎ合い》

ゲームチェンジャーのマイナス面。ウイルスの変異が起きて、それが広がっていることです。場合によっては、100年前のように、猛毒化・殺傷能力向上で、バタバタと若者までを殺していくことも考えられます。こうした経過を辿ると人類はスペインかぜ同様の、大変な悲劇に直面することになります。

プラス面では、何といたってもワクチンの登場です。良質なワクチンがこんなにも早く出来たのは、奇跡的です。これまではワクチン開発にもっと時間がかかりました。ワクチン接種が早く始まったアメリカ、イギリスではコロナを抑えることに成功しつつあります。

今はこのプラスとマイナスのゲームチェンジャーが  
つばぜり合いをしています。もたもたして変異の方に  
引きずられないように世界は頑張らないといけません。

### Ⅲ. コロナ禍が変えた社会

#### 《コロナは経済破綻を連れ歩く》

コロナと経済の両立は、どこの国でも意識されま  
す。意外だったのは欧米のもろさです。先進諸国は医  
療水準が高く、アメリカはCDC(米疾病対策センター)  
という8500人も巨大組織を持って専門的対処がで  
きる体制にあり、イギリスにも偉い学者が数多い。し  
かし、せっかく専門家が意見を具申しても、大統領や  
首相が採択するかどうかは分かりません。この問題こ  
そが重要でした。コロナ抑制より経済を重視した国が  
悲惨な結果になりました。イギリスのジョンソン首相  
は当初「ロックダウンなど強硬な措置が良いというエ  
ビデンスはない」という学者の意見を採用しました。  
しかし、国民の激しい批判に翌週には修正してロック  
ダウンの方向に向かいましたが、そんなこんなの間  
にイギリスでは死者が積み上がり、今は13万人にもな  
っています。はっきりとした観点をもって、ロックダ  
ウンなど強硬な措置を取らなかったのはスウェーデン  
です。日本と同じくらい緩やかで、強制的なことはし  
ません。その結果として、人口は991万人と少ない  
のに死者は1万4千人出しました。数の限られた人工呼  
吸器やエクモを高齢者より若い人に使うトリアージ  
(命の選別)を行わざるを得ないようになりました。

ひどかったのは、アメリカのトランプ大統領(当時)、  
ブラジルのボルソナロ大統領です。アメリカは犠牲者  
60万人と世界最悪です。感染症対策の著名な博士ら  
がいるのに、トランプは「コロナなんてどうってこと  
はない」と言ってマスクを引きちぎって、支持者とパー  
ティーをやる等繰り返しました。ブラジルでは、死者  
45万人とアメリカに次ぐ犠牲者を出しています。

これらの国では医療体制にいいものがあったても、全国  
民が享受できません。アメリカでは国民皆保険がありま  
せん。そして、貧富差が追い打ちをかけています。例えば、  
ブラジルではファベラと呼ばれる貧民街があり、狭  
いところに人々はすし詰め状態で、三密を避けよと言  
ってもできません。アメリカもニューヨークではマンハッ  
タンの高級・高層アパートに住む人たちはいいですが、  
川を隔てたブロンクスは大家族と一緒に住み感染リス  
クは格段に高いのです。インドのムンバイは世界一、密  
集地帯です。こうしたところはコロナにとって「理想的」  
なオーバーシュートを起こす場になります。貧民層は医  
療の対象から外れ、且つ密集して住み、コロナ対策が出  
来ません。そして、トップが無知ゆえの強気の発言をし  
て、突き進んでしまう。日本の「GoToトラベル」も悪  
いタイミングで行なわれ、限定的ですが、そうした問題  
をはらんでいました。これに対して、台湾、ベトナム、オ  
ーストラリアは国全体が、トップの指導の下、コロナ抑制  
にとりかかりました。

さらに、精神的破綻も連れ歩くのが、コロナの嫌など  
ころです。個人的にも、社会的にも焦燥感の中で、自己  
破滅的な行動をとってしまう例が少なくありません。

昨年11月の米大統領選で、幸いなことにトランプ  
が再選されずにバイデンになり、アメリカは正気を取

り戻しつつあります。皮肉なことに、トランプ時代に  
進めたワクチン開発がバイデン大統領になって実を結  
び、一気にワクチン接種が進みました。

#### 《米中関係の行方》

トランプ時代には中国に対する弾劾、批判で国民の  
反中感情を盛んに煽りましたが、今は政府としては穏  
当化しています。しかし、煽られた国民のうちにはア  
ジア系の人に対する暴行事件を起こす人も出ています。

世界の現状は、米中冷戦時代といわれます。しかし、  
ソ連との東西冷戦時代、あれほど対立しながら、核時  
代における戦争は共倒れになるという「相互確証破壊  
(MAD)」で、戦争にはなりません。これは今  
の米中対立でも同様で、バイデンは中国とは「競争と  
部分的協力」という妥当な線に戻ってきています。

ただ、この状況でも終わらないのは、自由民主主義  
の社会か、中国のような強権国家のどちらが良いシス  
テムなのか、という問題です。この議論は今世紀かな  
り続くことでしょう。

中国側は「米英の民主主義国家、それに比べ我が国  
はコロナを抑え、経済も再浮上させた。中国モデルは  
アメリカ型民主主義より上」と盛んに主張します。

この対立・議論の行方は楽観は出来ません。

ギリシャの歴史にその例があります。アテネの民主  
主義対スパルタの強権国家の争いです。アテネは華麗  
な民主主義を誇り、強大な海軍力を持っていました。  
これに対して、スパルタは鉄の規律で訓練をしており、  
自由や民主主義よりも強権を大事にしました。両国の  
ペロポネソス戦争(紀元前431年~同404年)が始まり、  
当初は双方、いい勝負でした。アテネではペリクレス  
という偉大な指導者がいて、アテネの外港まで城壁で  
覆い、スパルタは攻め込めません。港から軍艦を出し、  
制海権を維持しました。ところが、アテネの城内で疫  
病が流行し、人口の4分の1が失われました。ペリク  
レスも感染し、死亡。紀元前429年のことでした。そ  
の後出てきた後継者は、演説で調子のいいことを言っ  
ては市民の人気を取り、上に立とうとしました。根拠  
のない人気取り政策、デマゴグで市民を煽るポピュ  
リズムに陥りました。挙句に、指導者は遠くシシリー  
島まで遠征する戦略を訴え、紀元前404年、実現しま  
す。結局は戦線が伸び切ってアテネは大敗を喫します。

民主主義が劣化していたのです。民意を重視しなが  
ら、専門性をもって多様な戦略を実施していたはずなの  
に、いつしか人気取り競争になってしまい、デマゴギー  
がはびこる民主主義の劣化です。その結果、民主主義  
国家アテネは強権国家スパルタの前に敗れたのです。

トランプ時代のアメリカも似たようなものだったの  
ではないでしょうか。馬鹿なことを平気で言って、つ  
いには(大統領選の結果に不満を唱え、支持者を)議  
会にまで乱入させる事態になりました。

民主主義の方が本質的に質が高いから強権国家に勝  
利する、といったものではないのです。劣化した民主  
主義では、強権国家に太刀打ちできません。トランプ  
時代、(私は)アメリカ民主主義はここまで落ちてし  
まったのか、という思いでした。我々が若い頃、キュー  
バ危機でケネディ大統領はソ連の挑戦を受けながら、  
海上の優勢な戦力を使ってソ連を退かせるという的確

な対処をしました。理想主義とリアリズムが結びついた立派な政治でした。日本ではそこまでいかないな、と思いました。ケネディの後を継いだジョンソン大統領は共産主義の悪魔との戦いだとベトナム戦争の泥沼に国民を引きずり込みました。1970年代のアメリカはその後遺症に悩まされましたが、80年代のレーガン時代に立ち直り、アメリカは再び力強い歩みを取り戻しました。2000年代のブッシュ（ジュニア）時代、チェイニー副大統領やラムズフェルド国防長官が、そしてネオコンと呼ばれる強硬派が、アメリカの力で世界を変えるのだ、民主主義を広げるのだ、と国をイラク戦争に走らせました。相手は大量破壊兵器を持っている、という口実で戦争を始めたのですが、勝てたら、それは発見されませんでした。この頃からアメリカ国民は為政者、エスタブリッシュメントに不信感を深めました。

その思いが一層募ったのが、2008年のリーマンショックでした。1980年代のアメリカの好景気は、新自由主義の経済政策で減税と規制緩和で力のある人にはどんどん走らせ、パイを大きくするものでした。その経済力が米ソ冷戦を勝利に終わらせ、2008年までグローバル化の中で、格差の大きい好景気でした。

しかし、リーマンショックにより、格差の大きいまま不況に突入しました。白人の中流層はヒスパニックやアフリカ系と仕事を争う境遇に転落しました。「ワシントンの政治家やエスタブリッシュメントはもう信用できない。まだトランプの方がまし」と16年大統領選で野人トランプを勝利させる原動力となったのです。

アラブでは「アラブの春」が起き、民主主義の波がもう一度来たと喜んだ人も多かったのですが、旧体制を打ち破ることはできても、それに代わって民主主義の統治をできる人材、仕組みが無く、維持できず内戦状態に陥りました。国民は難民となってヨーロッパに押し寄せました。難民対策を巡ってフランスではルペンのような右派が力を持つことになり、イギリスではブレグジットに至る底流となりました。民主主義はポピュリズムに陥り、そんな時に中国が力を持ち始めたのです。

今、中国は自国の優位を主張しています。けれども、私はこれは長続きしないと思います。中国には「法の支配」の観念がありません。ヨーロッパには「ローマ法」の伝統があって、ローマ帝国は滅びてもローマ法は生き延びました。王も法という普遍的なものの下で、政治は行わなければならなかったのです。力のある王は法支配に耐えがたくなり、自らの権力は神から授けられたものと王権神授説を取り、絶対王政を敷きました。しかし、結局は市民革命の前に一時的なもので終わります。今、中国はマルクス主義という普遍的なイデオロギーに立って、いわば世俗的な神授説で共産党権力絶対、としています。それが合理的と認められるのは、国民全体のため、非常に貧しい状態から脱する時や或いは対外危機で強大な権力が必要な時にのみ、一時的に妥当性を持ちます。しかし、プロレタリアートの、全人民の前衛とされる共産党の独裁権力を永久化するのは無理があると思います。それは非人間性に陥るからです。

人間尊重の思想に反して、(権力が)長続きすることはできません。中国が貧しいときに共産党の指導の下に多くの人が食べていけるようになったのは、いいことでした。その後、対外危機を煽って、その権限の正当性を維持することはできますが、本当に全人民の意向を踏まえたものであるとは言いがたいところがあります。(民主主義の)デモクラシーのデモスは人民のことです。1人の王様の権力から貴族の権力となり、やがて全人民が選挙を通じて政府を選ぶ国へ、と進んでいきました。それが民主主義です。人間性と道理に沿った権力でなければ長続きしません。

今、中国はコロナへの勝利、経済再浮上の成功をもって共産党絶対権力、強権を正当化しています。しかし、それは今後の長い間には、「おかしいのではないか」「人間性に、道理に悖るのではないか」と批判を受けることになるでしょう。

かつてスパルタがアテネに勝った歴史が繰り返すと即断することはできない、と(私は)思っています。  
(文責 清水 光雄)

## 特別寄稿(第776回講演会に替えて)

### 「東京五輪の展望と今後」

スポーツニッポン新聞特別編集委員 藤山健二氏

コロナ禍で史上初めて1年延期となった東京五輪が7月23日に開幕する。当初の想定では、パラリンピックも含めると選手や関係者など約20万人と観光客約120万人が来日するはずだったが、政府や組織委員会では感染防止のために観光客の受け入れを断念し、関係者も約8万人程度に抑え込む方針を固めている。

新型コロナウイルスの影響は世界中に及び、残念ながら今回の五輪ではスポーツにおいて最も大切な「公平性」が担保されているとは言いがたいのが実情だ。国や地域によって感染状況は極端に異なり、いち早くワクチンを手に入れた一部の大国と自力では調達でき

なかった途上国とでは練習環境に雲泥の差がある。五輪出場権を得るための選考会自体が行えなかった競技も多く、ほとんどの国で実施されている出入国規制の関係で、1年以上国際大会の経験がない選手も大勢いる。

ホスト国、日本の選手たちも例外ではなく、度重な



る緊急事態宣言の下で計画通りに強化を進められた選手は恐らく1人もいないだろう。「五輪中止」を求める世論の声も選手たちを悩ませた。開幕を目前にした今も多く選手は「こんな時に自分はスポーツをしていていいのか」と自問自答をしながら練習を続けている。私は40年近く五輪の取材を続けてきたが、これほど祝福されない五輪は初めてだ。

世界的な感染症の蔓延という非常事態下で行われる東京五輪は、間違いなく異例尽くめの大会となる。だが、どんな大会になろうとも、選手たちにできることはただ一つ「悔いのないように全力で戦う」ことだけだ。何事もなく無事に大会が閉幕することを祈りつつ、改めてここで金メダルの予想を試してみたい。

日本オリンピック委員会（JOC）は金メダル数の目標として「30個」という具体的な数字を掲げている。「メダル獲得ランキングで世界3位に入る」ことを目指し、過去の実績から導き出された数字だ。直近の16年リオデジャネイロ五輪では①米国（46個）②英国（27個）③中国（26個）が上位3カ国なので、30個獲れば3位以内に入れる可能性は高い。ただし、リオ五輪で日本が獲得した金メダルは12個（世界6位）なので、目標達成のためにはかなりの上積みが必要となる。そのためのキーワードとなるのが「伝統種目」と「新種目」だ。

日本が五輪に初めて参加したのは1912年のストックホルム大会で、夏季大会ではこれまでに142個の金メダルを獲得している。競技別では一番多いのが柔道（39個）で、以下レスリング（32個）、体操（31個）と続く。この3競技だけで全体の7割以上を占めているのだから、文字通り「日本のお家芸」と言っている。当然、今回もこの3競技が金メダルラッシュの中心となる。

柔道は男女各7階級すべてで金メダルが狙える。中でも有力視されているのは男子66kg級の阿部一二三と同73kg級の大野将平、女子52kg級の阿部詩、同78kg級の素根輝で、阿部兄妹は7月24日（日本武道館）に2人揃って同じ畳に上がる。兄妹が同じ日に金メダルを獲得すれば今大会最大の話となるのは間違いのない。

柔道でもう一つ注目されるのは、初めて実施される男女混合の団体戦だ。国際オリンピック委員会（IOC）は14年の「アジェンダ2020」で五輪ムーブメントの未来に向けた改革案を示し、その中で最重要課題の一つとして「男女平等の推進」を掲げた。今年2月には組織委員会トップの森喜朗前会長が自らそれを否定するような発言をして辞任に追い込まれたのはまだ記憶に新しいが、IOCは女子選手の参加を手取り早く増やすために各競技で男女混合種目の新設を進めてきた。その一つが柔道の混合団体で、男女3人ずつ、計6人で一つのチームを形成し、国別対抗で争う。層の厚い日本は、もちろん金メダルの最有力候補に挙げられている。金メダル30個の大目標を達成するためには、まず柔道で団体戦も含め7～8個を獲得することが絶対条件だ。

IOCが女子選手の参加を推進した結果、東京五輪の出場選手は男子51.8%、女子48.8%となり、ほぼ男女同数に近づいた。今や金メダル争いに女子選手の活躍は欠かせず、その象徴と言ってもいいのがレスリングだろう。前回のリオ五輪で日本は女子が金4個だったのに対し、男子は0。今回も状況は変わらず、女子がどれだけメダルを積み重ねられるかが鍵となる。注目は57kg級の川井梨紗子と62kg級の川井友香子の姉妹で、お互いが競い合い、そして助け合えば2人で仲良く世界一の称号を手にもすることも夢ではない。男子もグレコローマン60kg級の文田健一郎らメダルが期待できる選手がいるので、男女合わせて4～5個は確保したい。

体操は男女ともメダルは量産しそうだが、金メダルとなると微妙だ。男子の団体は中国が圧倒的に強く、個人総合も五輪2連覇中の内村航平が今回は種目別の鉄棒1本に絞ったため、可能性は低い。女子の村上茉愛もメダルには手が届く位置にいるが、金メダルとなるとどうか。ただ、体操競技は落下や転倒など一つのミスで得点が大きく変動するので、何が起こるかわからない。日本勢がミスのない演技で相手にプレッシャーをかければ、金メダルのチャンスが生まれる可能性は十分にある。

昔からの「伝統種目」に対し、過去の実績がない「新種目」は期待と不安が同居する。今大会から新しく採用されたのは空手とスポーツクライミング、スケートボード、サーフィンの4競技。中でも空手は日本が世界に誇る武道なので、面子に懸けても絶対に負けられない。男子形で世界選手権3連覇中の喜友名諒と女子形の清水希容は、余程のアクシデントがない限り金メダルは確実だ。組手も男子75kg級の西村拳や女子61kg級の植草歩が金メダルを狙える位置におり、形と組手の両方で最低でも金2～3個は確保して存在感を示したい。

スポーツクライミングはホールドと呼ばれる突起物を利用して壁面を登る競技で、若者に人気のスポーツとして世界的に普及している。早くから選手強化に力を入れてきた日本はレベルの高い選手が多く、特に男子の檜崎智亜は19年の世界選手権で圧倒的な強さを見せて優勝。今回も金メダルの最有力候補に挙げられている。女子の野口啓代も18年アジア大会優勝、19年世界選手権2位と安定した成績を残しており、虎視眈々と金メダルを狙っている。

スケートボードはストリートとパークの2種目で争う。斜面や階段、手すりを模したコースをボードを使って滑るストリートは男子の堀米雄斗が有力候補。お椀を組み合わせたようなコンビプールと呼ばれるコースで技を競うパークは女子の世界ランク1位の岡本碧優に期待がかかる。岡本は今年6月に15歳になったばかりだが、国際大会の経験は豊富でエアの高さは世界トップレベル。普段通りの力を発揮できれば金メダルに最も近い位置にいる。12歳の開心那（ひらき・こな）も注目選手の1人で、12歳10カ月での出場は夏季大会の参加選手としては日本人最年少。さすがに

金メダルは難しいだろうが、本番でも普段通りの思い切りのいい試技ができれば上位には食い込んできそう  
だ。

パーク男子は冬季五輪のスノーボードで2大会連続銀メダルを獲得した平野歩夢に注目。夏冬両五輪に出場するのは組織委の橋本聖子会長（スピードスケートと自転車）ら過去に4人しかおらず、両五輪でメダルを獲れば史上初の快挙となる。

日本でも若者に人気があるサーフィンは都内ではなく千葉県一宮町の釣ヶ崎海岸で行われる。米国で生まれ育った五十嵐カノアは世界最高峰の「チャンピオンシップツアー」に日本から唯一参加し、19年には念願の初優勝を飾った。華麗なライディングテクニックと甘いマスクで女性ファンの圧倒的な支持を得ており、金メダルの期待も高い。

その他の競技では、新たに日本のお家芸となりつつあるバドミントンに注目だ。前回のリオ五輪で高橋礼華&松友美佐紀組が史上初の金メダルを獲得した女子ダブルスだけでなく、今回は全種目でメダルが狙える。昨年1月の交通事故から復活した男子シングルのエース桃田賢斗、同女子の奥原希望、山口茜はいずれも有力な金メダル候補。層の厚い男女ダブルスと混合ダブルスもチャンスは十分にある。

毎回大規模な選手団を送り込み、日本選手団の中心となる陸上や水泳はどうか。まず陸上で最も金メダルに近いのは競歩陣だ。猛暑のドーハで行われた19年の世界選手権では20<sup>キロ</sup>の山西利和と50<sup>キロ</sup>の鈴木雄介がダブル優勝。暑さに強いのは今回の東京でも大きなアドバンテージとなり得る。コースを札幌に移して行われるマラソンは男女ともアフリカ勢が圧倒的に強く、入賞以上が日本勢の現実的な目標となる。

白血病を乗り越えて見事に五輪切符を獲得し、世界中を感動させた池江璃花子らが出場する競泳も複数の金メダルが期待できる。池江は単種目では厳しいが、女子400<sup>メートル</sup>メドレーリレーや新設された男女混合の400<sup>メートル</sup>メドレーリレーならメダルのチャンスがある。男子は4月の選考会で勢いを見せた200<sup>メートル</sup>平泳ぎの佐藤翔馬が面白い。まだ伸び盛りの20歳で、2分6秒40の日本記録は世界記録まであと0秒28に迫っており、春先の勢いを維持できれば優勝の最有力候補と言える。不倫事件で批判を浴びた瀬戸大也は、得意の個人メドレーで200<sup>メートル</sup>と400<sup>メートル</sup>の2冠を目指す。

ここまでは主に個人競技を中心に予想してきたが、この辺でチーム競技にも目を向けてみたい。チーム戦は大勢の選手が参加するわりにはたった1つのメダルしか獲得できない。その分、ファンと一体となって戦うというイメージが強く、個人競技にはない盛り上がりがある。特に国民的スポーツの野球はプロ選手がオールスターで臨むだけに、絶対に負けることは許されない。米国の現役メジャーリーガーが参加しないのは残念だが、ライバルの韓国などとの真剣勝負は今大会一番の見どころとなるだろう。

ソフトボールも野球と同じく絶対に負けられない戦いとなる。08年の北京五輪で金メダルを手にしたが

ら、次の大会から除外されるという悲劇に見舞われた。3年後のパリ五輪では再び除外が決まっているだけに意地でも負けられない。北京のエース、大ベテランの上野由岐子に弱冠20歳の左腕・後藤希友ら新戦力も加わり、圧倒的な強さで勝ち抜いて28年ロサンゼルス五輪での採用復活をアピールするつもりでいる。

野球と並ぶ人気競技のサッカーは男女ともコロナ禍で強化試合が十分に消化できず、実戦不足が気がかりだ。同じくプロ選手が出場するテニスやゴルフは各国の有力選手が様々な理由で辞退を表明しており、最終的に誰が出るのか定まっていない。実態はともかく、基本的にはアマチュアの大会である五輪には賞金はない。世界ランキングなどに関係してくるポイントの加算もなく、もしケガをした時の補償も十分ではない。結局、プロが五輪に出ても得られるのは「名誉」だけなので、ウイルスに感染する危険を冒してまで参加しようとする選手が少ないのは理解できる。そんな中で日本としては女子テニスの大坂なおみが一番の期待で、最終的に出場を決断すれば「東京五輪の華」として注目を集めそうだ。

卓球やトランポリン、新体操など、金メダルが期待できそうな種目は他にもまだまだある。東京五輪で実施されるのは33競技、339種目。メインポールにいったい何本の日の丸が揚がるのか、今から興味は尽きない。

コロナ禍で開催される今回の五輪は、「安心安全」を巡って賛否両論が渦巻いた。「アスリートファースト」を「錦の御旗、に何が何でも開催しようとするIOCや政府、東京都、組織委と、開催に反対する世論との対立は、当事者の選手たちをも巻き込んで今も続いている。「選手のために開催してあげたい」気持ちちは誰もが抱いているはずだが、そのためには99%ではなく100%の「安心安全」が大前提となる。ところがIOCや組織委はいまだに具体的な感染防止策を示せず、そもそもそんな対策が本当にあるのかどうかすらわからない。

今の段階で一つだけ言えることは、これからの五輪は今までの五輪とは全く違うものになるかもしれないということだ。これまで五輪の危機管理上の最優先課題はテロであり、今回のような感染症は全く想定してこなかった。収益を上げるためにひたすら規模の拡大を推し進めてきた結果、今の五輪は一都市で開催できる限界をとくに超えている。今回のように想定外の事態が起きればたちまち機能不全に陥る脆弱さが露呈した以上、規模の縮小や一カ所集中開催の是非など、IOCは「コロナ後、の新しい時代に対応する五輪像を早急に検討する必要がある。もちろんその過程で、IOCのみが絶大な権限を有する開催都市契約についても議論が交わされなくてはならない。

日本に夢と希望をもたらずはずだった東京五輪は、結局我々に何をもたしてくれるのだろうか。

一般社団法人監査懇話会の第13回定時社員総会は5月25日(火)千代田区神田駿河台のNATULUCK御茶ノ水駅前店で開催されました。ウイルス感染症拡大防止のための様々な社会的要請を背景に、昨年来再々度の緊急事態宣言下、当会としてはどのように活動していくか、2020年度中最善策を模索しオンライン活用等の各種対応を図りながら、ようやくたどりついた定時社員総会です。

当会は「会員、会友をウイルス感染症に罹患させない」ことを最優先に緊急事態宣言中は主催行事のオンライン活用以外の集合行事を停止しており、会員、会友の皆様にはサービスを限定的にしか提供できない状況が続いております。

こうした環境下、定時社員総会を昨年の経験を生かした形で5月25日に開催致しました。開催方法については、感染防止の観点から会員、会友には極力出席を見合わせていただくようお願いするとともに、議決権行使書送付による議決権行使を併せてお願いすることと致しました。また役員の出席を限界まで制限するとともに、役員が多くと希望する会員・会友はオンライン(Zoom)視聴で総会議事を進めることにしました。

また、4月25日の再々度緊急事態宣言発出・延長により、予定していた会場を含め都区内の公的施設の使用が中止されたため、最終的に民間施設である同会場を総会会場に決定しました。

このような経緯を経て、332名の社員に発送された5月1日付「第13回定時社員総会招集ご通知」に対し、期限までに238通の有効議決権行使書面を受領しました。

当日、会場には予定通り役員4名、社員1名が集合、Zoomで参加する役員、役員候補、会員・会友は各自Zoomをモニターします。午後1時30分、司会の杉山理事により開会が告げられ、太田会長が議長として議事を進行しました。

Zoom参加の岡部監事の監査報告に続き、「2020年度事業報告」は社員から意見や質問がなかったため、読み上げは控えて報告とさせていただくとの議長発言で終了しました。続いて議案の審議に移り、本総会に提出された5つの議案すべてが、全出席者5名と議決権行使書の236票、合計241票の賛成票で原案通り承認可決されました。議長からは理事選任議案承認可決に際し、本総会終了後に開催される第186回理事会において、定款の定めに従い「会長、副会長の互選」「会長代行順位の決定」「理事への会務委嘱」について決議し、結果を会報6月号に同封して社員の皆様にお届けするとの説明がありました。

議長から目的事項の審議が終了した旨発言があり、司会が第13回定時社員総会の終了を告げました。時刻は午後1時50分、「感染防止最優先」を象徴する短時間の総会が終了しました。

本社員総会をもって、尾崎徹氏と杉山通人氏は理事を、渡辺克司氏は監事を退任しました。尾崎氏には今後監事としての重責をお願いし、杉山氏は事務局長在任中、特に新型コロナウイルス感染症対策に昼夜をいとわず邁進いただきました。渡辺氏は理事、副会長、監事と多年にわたり懇話会にご尽力いただきました。お三方には改めて懇話会一同に代わり深謝申し上げます。

(羽持 彰)

## 2021年度 理事(担務)・監事

会長・代表理事	太田 剛	
副会長	金馬 房雄	監査部会部会長
副会長	羽持 彰	一般部会部会長
		生涯学習部会部会長 同好会統括
副会長	大竹 盛義	総務統括
		広報委員会委員長
理事	堀田 和郎	監査部会部会長補佐
		監査役職務確認書委員会委員長
		監査役実務マニュアル委員会委員長
理事	板垣 隆夫	監査等委員(会)職務確認書委員会委員長
		監査実務研究会委員長
理事	岩本 泰志	法令改正検討委員会委員長
理事	石北 俊彦	監査基礎講座委員長
		経理担当
理事	水野 誠一	会計基礎講座委員長
		講演会委員長
理事	窪田 隆	会報委員会委員長
理事	菊谷 純	研修見学会委員長
		監査技術ゼミ委員長
理事	田中 彰	スタディーグループ分科会担当
理事	浅見 公一	監査セミナー委員長
		HP管理委員会委員長
理事	小林 正一	企業集団内部統制監査確認書委員会委員長
理事	坂倉 明	取締役職務執行確認書委員会委員長
		事務局長
監事	岡部 博憲	
監事	尾崎 徹	

## 新任理事ご挨拶

### 理事就任にあたって



小林 正一

5月25日に開催された第13回定時社員総会で理事に選任され、取締役職務執行確認書委員会委員長を拝命いたしました。

私は、1979年4月に安田火災海上保険(株) (現損害保険ジャパン(株))に入社し、主に経理・財務・総務などの管理部門を経験した後、セゾン自動車火災保険(株)をはじめとして損保ジャパングループ会社10社8年間にわたり、監査役に就任しています。その後、2014年に損保ジャパンを退社後、IT企業等の監査役に

就任しIPO会社の監査役も経験して現在に至ります。

監査懇話会には、2014年に入会し通算7年目となります。委員としては、監査実務研究会、法令改正検討委員会、会報委員会に参加しています。

これまでの私の監査役活動に関する知見は監査懇話会のおかげでもあり、恩返しのできる気持ちで努めてまいりますので、皆様のご支援・ご指導よろしくお願いたします。

### 理事就任にあたって



坂倉 明

第13回定時社員総会で理事に選任され、6月から事務局長を拝命しました。

私は王子製紙(株)に勤務し、中国現地子会社の役員、国内子会社の役員を経て、2014年6月に平田倉庫(株)の常勤監査役に就任しました。監査役就任当初、監査役職務の進め方に迷いがあり悩んでいたところ、王子製紙の先輩から監査懇話会の紹介を受け、同年8月に入会しました。新任監査役セミナーや会計基礎講座等での勉強、監査役業務分科会での活動もさることながら、セミナーや講座の後の交流会で、諸先輩方々から直接教えていただいたおかげで迷い

がなくなり、監査役として5年間、顧問として2年間勤め上げることが出来ました。

昨年年初からの新型コロナウイルス感染症の影響は、現在もお終息の兆しも無い状態で推移しており、感染リスクを避けるための処置が続いています。

前任の杉山事務局長のご苦勞により、リモート会議やオンライン配信等、従来の事務局業務とは様変わりした対応が続いていますが、今後も感染症対策を行いながら、皆様の活動支援としての役割を果たしていきたいと思っておりますので、さらなるご指導ご鞭撻をよろしくお願い致します。

\* 理事を退任し、監事に就任しました尾崎徹氏のご挨拶は割愛させていただきました。





## 句遊会

五月詠草

兼題：粽、藤棚、当季雑詠

粽解くその香のいつも懐かしく

城戸崎雅崇

粽食み兄に倣ひて武者ぶるひ

中山 知祐

藤棚の池面に映る影やはら

石原 克己

藤の滝棚など消えてしまひけり

佐藤 政百

薔薇垣や手入れの手間を裏切らず

大仲 正敏

雲浮かぶ水田に燕宙返り

森 邦彦

凜と背を伸ばし五月の風を受く

安井 正浩

コロナ禍のマスク外すはいつの日か

川田 勝美

菜の花の黄色に我はホッとす

眞田 宗興

## 画友会

「静岡風景」 眞田 宗興



(水彩とパステルF10号)

今から50年くらい前に私が静岡に勤務していたときのものです。  
茶畑の先にお茶の製造工場と思われる建物があるといったのどかな風景です。

# 事務局通信



◆行事報告	出席者	
第186回理事会		
5月25日(火)14:00~15:30	NATULUCK御茶ノ水駅前店	5
	オンライン	12
会報委員会		
5月17日(月)10:00~11:30	オンライン	6
広報委員会		
5月11日(火)14:00~17:00	事務局	2
	オンライン	9
第13回定時社員総会		
5月25日(火)13:30~13:45	NATULUCK御茶ノ水駅前店	5
	オンライン	16

◇一般部会		
第775回講演会		
5月25日(火)15:30~17:00	NATULUCK御茶ノ水駅前店	6
	オンライン	74
講師	アジア調査会会長 五百旗頭真氏	
演題	コロナ後の激動の世界と日本	
*メルマガNo258(5.28発行)のURLで視聴できます		
第562回研修見学会		
5月27日(木)	東京消防庁 本所防災館	中止

◇監査部会		
第337回監査セミナー		
5月21日(金)14:00~16:30	オンライン	80
講師	日比谷パーク法律事務所パートナー 弁護士 松山 遙氏	
テーマ	2021年株主総会に向けた留意点	
*メルマガNo257(5.28発行)のURLで視聴できます		
20年度第11回監査基礎講座		
5月12日(水)14:00~17:00	オンライン	44
	(特B定期:2名含む)	
講師	オリックス銀行(株)監査役 太田 剛氏	
テーマ	監査役等の在り方を考える	
第248回監査実務研究会		
5月24日(月)14:00~17:00	オンライン	46
	(特B定期:2名含む)	

問題提起者	元日本オキシラン(株)常勤監査役 板垣隆夫氏	
ゲストコメンテーター	公認会計士・元稲畑産業(株)監査役 森本親治氏	
コーディネーター	石油資源開発(株)常勤監査役 下村恒一氏	
テーマ	監査役選任・報酬決定プロセスについて	
第98回監査技術ゼミ		
5月14日(金)14:00~17:00	オンライン	48
講師	弁護士 渡部友一郎氏	
テーマ	リーガルリスクマネジメントの新潮流 (ISO31022:2020の基礎と応用) —米国IT系新興企業の「スマートリスク」 という発想に学ぶ	

◇生涯学習部会		
句遊会 例会		
5月6日(木)	メール	9
画友会 例会		
5月17日(月)13:00~17:00	シビックアトリエ	中止
楽友会 例会		
5月28日(金)13:00~15:30	オンライン	19

◇同好会		
楽器演奏同好会		
5月15日(土)16:00~17:00	オンライン	7
エッセイクラブ		
5月18日(火)	メール	8

◆会員・会友異動	
(新入会員)	
○川端一志	リーフラス(株) 常勤監査役
○南波裕樹	大成設備(株) 常勤監査役
○白井壯之介	岡三証券(株) 監査役
○結城大輔	d e l y (株) 監査役
○田中和江	(株)日本水工コンサルタント 監査役 (変更)
○麻生修平	【社名】 (株)レゴリス→スパイダープラス(株)

会 員	会 友	計	
192	145	337	2021年5月末現在

## 編集後記

☆コロナウイルスとの闘いも一年半近くになりました。当監査懇話会にとっても、多くの企業にとっても、コロナ禍のなかで二回目の総会を迎えています。☆監査セミナーでは松山遙弁護士にコロナ禍での株主総会の留意点を説明していただきました。昨年の寄稿から今年はZoom 併用のセミナーへと対応も進化しています。☆五百旗頭真氏の講演は、災害の歴史的な評価を踏まえてコロナ問題を取り上げ、今後の行方を示すもので、大いに参考になると存じます。☆コロナウイルスは変異種が生み出され相変わらず猛威を振るっています。一方でワクチン接種もここに来て加速しています。オリンピックについては、中止を求める声も出ていますが、現時点では7月23日からの開催に向けて準備が進んでいます。藤山健二氏の「金メダル予測」が是非沢山当たることを願っています。(中山 祐伸)